



にかほ市

「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」

～住みたいまち にかほ市～



金浦庁舎

合併期日	平成17年10月1日	合併の方式	新設
合併関係市町村	仁賀保町、金浦町、象潟町		

所在地	にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
電話	0184-43-3200
FAX	0184-43-5707
ホームページ	http://www.city.nikaho.akita.jp/
Eメール	info@city.nikaho.lg.jp

面積	240.61	km ²	(H12国土地理院調査)
内訳	98.51	km ²	仁賀保町
	18.08	km ²	金浦町
	124.02	km ²	象潟町

人口	30,347	人	(H12国勢調査)
内訳	11,951	人	仁賀保町
	5,108	人	金浦町
	13,288	人	象潟町

世帯数	9,018	世帯	(H12国勢調査)
内訳	3,525	世帯	仁賀保町
	1,483	世帯	金浦町
	4,010	世帯	象潟町

位置・地勢

秋田県南西部沿岸に位置しているにかほ市は、東側は由利本荘市に接し、南側は山形県遊佐町に接している。南東に独立峰で標高2,236mの鳥海山、西に日本海を臨む山と海に抱かれた地域である。東西に約16.6km、南北に約23kmの範囲に広がり、鳥海山の山すそが海岸近くまで延び、海岸部の平野部に人口が集中している。土地の利用状況を地目別にみると、森林原野が約66%を占め、農用地が約18%、宅地が3%となっている。気候は、県内では最も温暖で降雪量も最も少ない地域である。



産業・観光

世界に躍進する”活力ある工業のまち”を目指し、TDKをはじめとする地域企業と研究機関等との産学官連携、企業間の相互協力のネットワークを形成し、新技術・新製品の開発や新産業への進出を促進するとともに、企業誘致を推進し、雇用環境の整備を図っている。

また、地場産業が互いに連携・協力し合った新たなビジネスや福祉・環境などの地域ニーズを捉えた多様なビジネスチャンスの創出を支援し、商店街の活性化を促進している。

農林水産業の生産基盤の充実を図りながら、集落営農による経営体の強化や担い手の育成を促進するとともに、良質米の生産や特産作物の栽培、「秋田由利牛」のブランド化を促進し、足腰の強い農業経営への改善を図っている。また、「つくり育てる漁業」の振興や、環境に配慮した漁業基地の整備も進められている。

鳥海山をはじめとする美しい自然景観や、貴重な文化遺産などの資源を生かした、魅力ある観光のまちづくりを進めている。関係団体との連携による滞在型観光を推進し、交流人口の拡大を図りながら、関連産業への相乗効果の創出に努めている。



岩ガキ



逆さ鳥海(田んぼ)

組織 (合併後初代)	市長	助役	収入役	議長	副議長
	横山 忠長	横山 昭	—	竹内 睦夫	山田 明
	H17.11.13～	H18.6.6～	—	H18.5.10～	H18.5.10～

行政 施策	<p>施策の基本方針</p> <p>市民と行政が一体となった「協働のまちづくり」を目指して</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 安心して暮らせる福祉のまちづくり 2) 自然豊かで住みよいまちづくり 3) 人と文化を育むまちづくり 4) 活力ある産業のまちづくり 5) 人と情報が交流するまちづくり 6) 協働と自立のまちづくり
----------	--



市の木「むら杉」



市の花「ねむの花」



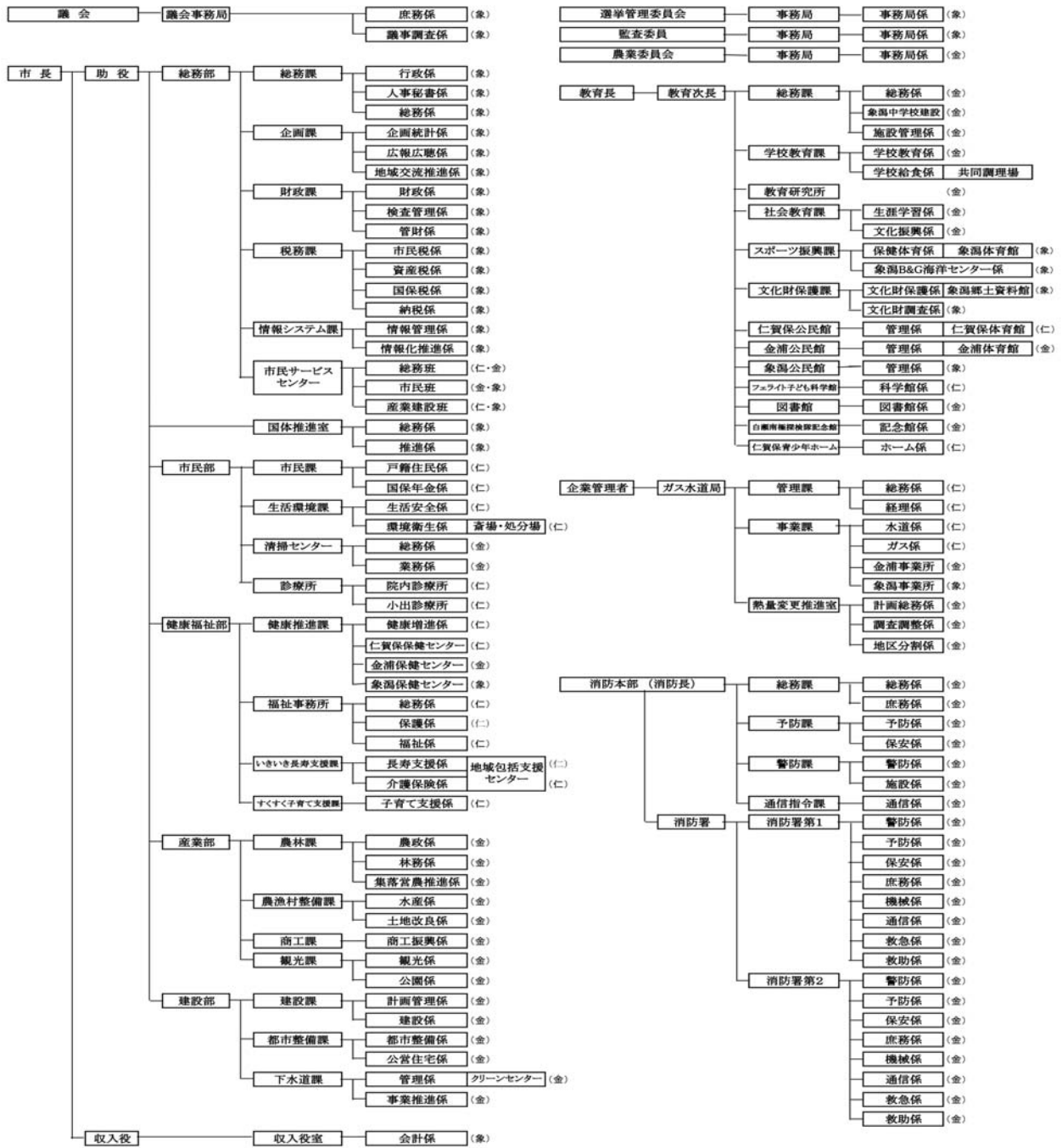
市の鳥「海鵜(うみう)」



市の魚「鱸(たら)」

にかほ市行政機構図

(平成18年4月1日)



1 合併関係市町村の沿革

明治22年頃に行われた「明治の大合併」により、35村が7村に統合され、昭和30年頃の「昭和の大合併」では、新制中学を設置管理していくために必要な人口規模を目途に仁賀保町、金浦町、象潟町がそれぞれ誕生した。

仁賀保町:昭和30(1955)年に平沢町、院内村及び小出村が合併した。

金浦町:明治35(1902)年に町制施行を行った。

象潟町:昭和30(1955)年に象潟町、上浜村及び上郷村が合併した。

平成 17(2005)年 10 月 1 日、上記 3 町が新設合併し、「にかほ市」が誕生した。

2 合併関係市町村間のつながり

3町は、同じ地勢にあり、古くから経済的、文化的にもつながりが強い地域である。一部事務組合によるごみ処理や消防、公共下水道などを共同実施していることや産業構造が共通していることもあり、通勤、通学、商圈等の日常生活圏においても一体の地域を形成し、自動車ですら十数分の範囲内にあることから、町境を越えてヒトとモノの交流が日常化している。

3 合併に向けた動き

3町では、地方分権の本格的な議論が高まる中で、県内ではいち早く平成11年6月に3町企画課職員による広域的まちづくり推進協議会を発足させ、合併に向けた実務的な検討を開始した。

平成13年8月には、3町全世帯を対象に「町村合併に関するアンケート」調査を実施したところ、回答者の約50%が合併賛成との意向が示され、合併に向けた動きを本格化させることとなった。

こうした合併気運が高まり、平成14年3月には秋田県から合併重点支援地域に指定され、同年4月に合併協議準備会を設置、同年6月20日には法定合併協議会が設置された。

平成 11 年	6 月 1 日	広域的まちづくり推進協議会設置
平成 13 年	8 月 1 日	仁賀保町、金浦町、象潟町の全世帯を対象に意識アンケート調査を実施 ※3 町に居住している満 20 歳以上を対象 「3 町での合併について」 対象世帯数：9,136 世帯 回答世帯数：7,694 世帯（84.22%） 対象者数：24,527 人 回答者数：21,054 人（85.84%） 結果：合併賛成 10,159 人（48.25%） 合併反対 5,350 人（25.41%） 分からない 5,150 人（24.46%） 無記入 395 人（1.88%）
平成 14 年	3 月 20 日	秋田県からの合併重点支援地域の指定
	4 月 3 日	仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議準備会を設置
	6 月	法定合併協議会設置議案可決 （象潟町 11 日、仁賀保町 13 日、金浦町 17 日）
	6 月 20 日	仁賀保町・金浦町・象潟町法定合併協議会を設置
	7 月 1 日	第 1 回合併協議会（以降、全 26 回の合併協議会を開催）
平成 15 年	1 月～2 月	住民説明会：合併協議の状況及び新市まちづくり計画 （26 日、2/1 日、2 日）
	10 月 1 日	象潟町がアンケート調査を実施 対象者数：10,509 人（全有権者） 回答者数：10,043 人（95.57%） 有効数：9,315 人（92.75%） 無効数：728 人（7.25%） 結果：合併推進 3,005 人（32.26%） 単独立町 6,310 人（67.74%）
	10 月 15 日	象潟町が合併協議会離脱を申入れ
	11 月 14 日	象潟町議会臨時会で合併協議会離脱案を可決
平成 16 年	9 月 21 日	象潟町がアンケート調査を実施 対象者数：10,679 人（全有権者） 回答者数：10,124 人（94.80%） 有効数：9,885 人（97.64%） 無効数：239 人（2.36%） 結果：合併協議会復帰 5,200 人（52.60%）

平成 16 年		単独立町 3,831 人 (38.76%) 分からない 854 人 (8.64%)
	10 月 22 日	象潟町議会臨時会で合併協議会復帰同意案を可決
	10 月 25 日	象潟町が合併協議会復帰を申入れ
平成 17 年	1 月 26 日	新市まちづくり計画 (案) を秋田県に協議
	2 月 1 日	新市まちづくり計画 (案) を秋田県が回答
	2 月 4 日	合併協定調印 廃置分合関係議案可決 (仁賀保町、金浦町、象潟町)
	2 月 7 日	県知事へ廃置分合を申請
	3 月 9 日	県議会で廃置分合議案可決
	3 月 14 日	県知事が廃置分合を決定、総務大臣に届出
	4 月 8 日	総務大臣の告示
	9 月	合併協議会廃止議案可決 (5 日金浦町、8 日仁賀保町、象潟町)
	10 月 1 日	にかほ市誕生



住民説明会

4 合併協議の概要

平成 14 年	6 月 20 日	仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会を設置 会長 仁賀保町長 巴徳雄 副会長 象潟町長 金巖 金浦町長 佐々木松美 委員 22 名
	7 月 1 日	第 1 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認 ・合併の方式 ・合併の目標年次
	8 月 28 日	第 2 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を協議 ・新市の名称 ・建設計画
	9 月 26 日	第 3 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認 ・慣行の取扱い① ・一般職員の身分の取扱い ・地方税の取扱い① ・一部事務組合の取扱い
	10 月 24 日	第 4 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認 ・慣行の取扱い② ・広報広聴の取扱い ・特別職の身分の取扱い ・補助金及び交付金の取扱い
	11 月 22 日	第 5 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認 ・手数料の取扱い ・消防防災事業の取扱い ・保健事業の取扱い ・都市計画事業の取扱い ・条例規則の取扱い

平成 14 年	12 月 26 日	<p>第 6 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税の取扱い② ・ 一部事務組合の取扱い② ・ 介護保険事業の取扱い ・ 電算システムの取扱い ・ 公共団体の取扱い ・ 納税関係の取扱い ・ 各種福祉制度の取扱い① ・ 町立学校通学区域の取扱い
平成 15 年	1 月 23 日	<p>第 7 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種福祉制度の取扱い② ・ 商工観光事業の取扱い ・ 建設関係事業の取扱い ・ 社会教育事業の取扱い ・ 生活環境事業の取扱い
	2 月 27 日	<p>第 8 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会の取扱い ・ 農林水産事業の取扱い① ・ 学校教育関係事業の取扱い①
	4 月 2 日	<p>第 9 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産事業の取扱い② ・ 公の施設の取扱い
	5 月 8 日	<p>第 10 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育関係事業の取扱い② ・ 農業委員会の定数・任期の取扱い ・ 使用料の取扱い ・ 国民健康保険事業の取扱い

平成 15 年	5 月 23 日	第 11 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称 ・各種福祉制度の取扱い③ ・建設関係事業の取扱い② ・ガス事業の取扱い
	6 月 5 日	第 12 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・財産及び債務の取扱い ・町名及び字名の取扱い
	6 月 26 日	第 13 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の取扱い ・下水道事業の取扱い
	7 月 15 日	第 14 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・事務組織及び機構の取扱い
	8 月 8 日	第 15 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・新市の事務所の位置 ・新市まちづくり計画
	10 月 15 日	象潟町が合併協議会離脱を申入れ
	11 月 13 日	第 16 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・合併協議会の存続
平成 16 年	3 月 19 日	第 17 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・合併に向けた協議が中断し、合併の目標年次での合併が不可能となったことから、合併の期日は改めて合併協議会で定めることを確認
	8 月 31 日	第 18 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・象潟町からの申入れがあった、合併の理念の明確化、新市建設計画の見直し、新市の名称及び事務所の位置についての再協議の 3 項目を了承し、再協議することを確認

平成 16 年	10 月 25 日	象潟町が合併協議会への復帰を申入れ
	11 月 19 日	第 19 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を協議 ・ 3 町合併実現のための課題解決の取り組みを協議
	12 月 20 日	第 20 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を再協議及び確認 ・ 新市の名称 ・ 新市の事務所の位置（再協議） ・ 新市まちづくり計画の一部変更として「新市において、文化施設を合併後 3 年以内に金浦地内に建設し、引き続き総合体育施設を金浦地内に建設する」を追加し、協定書にも明記する
平成 17 年	1 月 6 日	第 21 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 議会議員の定数及び任期の取扱い ・ 合併の期日
	1 月 26 日	第 22 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 新市まちづくり計画（最終案） ・ 協定項目の一部変更 ・ 合併協定書（最終案） * 新市まちづくり計画（案）を県に協議
	2 月 4 日	第 23 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 新市まちづくり計画、合併協定書
	同 日	合併協定調印式
		廃置分合関係議案可決
	5 月 26 日	第 24 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 新市の市章
	7 月 15 日	第 25 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を確認及び報告 ・ 新市の市章決定 ・ 町名、字名及び新市の特別職の報酬について報告
	9 月 5 日	法定合併協議会解散議案議決（金浦町）
	9 月 8 日	法定合併協議会解散議案議決（仁賀保町・象潟町）

平成 17 年	9 月 28 日	第 26 回仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会にて次の項目を報告 ・新市長職務執行者について
	9 月 30 日	県に仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会廃止届を提出 仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会廃止

① 合併の方式

「合併の方式は、由利郡仁賀保町、金浦町、象潟町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。」

3町では、一部事務組合によるごみ処理や消防、公共下水道などを共同実施してきた経緯などを踏まえ、広域的なまちづくりを実現し、管理経費や人件費の縮減等による効率的な行財政運営を進めるためには、3町対等合併が不可欠であるとの判断に至ったものであり、平成14年7月1日第1回合併協議会において確認した。

② 合併の期日

第 1 回合併協議会において、人口 3 万人で市制施行できる特例や、合併までの法的手続き等に要する期間などを想定し、平成 16 年 3 月を合併目標年次として確認した。

平成 15 年 10 月から 1 年間象潟町が協議会を離脱したため、再開後の平成 17 年 1 月 6 日第 21 回合併協議会において、事務事業などの調整にかかる期間などを踏まえ、「平成 17 年 10 月 1 日」を合併期日とすることを確認した。

③ 新市の名称の取扱い

新市の名称を検討するに当たっては、全国から公募を行い、応募総数2,103通、738種類の名称の中から合併協議会において協議を重ねた結果、当地域が「仁賀保地区」という名称で地域に定着していることや親しみやすいことから、ひらがなの「にかほ市」となった。

④ 新市事務所の位置の取扱い

平成15年8月8日第15回合併協議会において、新市の事務所の位置は金浦町役場と確認したが、これを不服として同年10月から象潟町が協議会を1年間離脱。平成16年11月から協議が再開し、平成16年12月20日第20回合併協議会において再協議され、合併にあたり新庁舎を建設することは財政上困難と判断し、3町の現庁舎を有効活用することを前提に協議した結果、庁舎の持っている機能等から象潟町役場を新市の事務所の位置とすることを確認した。

なお、仁賀保町及び金浦町役場庁舎についても、本庁機能を分散して配置することとした（分庁舎方式）。

⑤ 財産の取扱い

3町の保有する正負の財産すべてについて新市に引き継ぐことを、平成15年6月5日第12回合併協議会において確認した。

⑥ 議会議員の任期及び定数の取扱い

平成15年8月8日第15回合併協議会において、在任特例を適用することを確認したが、期間と定数は継続協議することとした。協議会再開後は、県内の他の合併協議会も参考にして協議した。在任特例についても、在任期間をもっと短縮すべきとの意見もあったが、合併後の過渡期であり、新市において調整する事項もたくさんあることなどから、平成17年度が終了するまで在任したほうが良いとする意見が大勢を占め、最終的には、「平成18年4月30日まで在任特例を適用し、定数は24人とする。」ことを平成17年1月6日第21回合併協議会において確認した。

⑦ 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

当初から在任特例を適用しようという方向で協議がなされ、合併後1年間の在任特例を適用することを平成15年5月8日第10回合併協議会において確認した。

⑧ 地方税の取扱い

各地方税の税率に違いはなく、納期など3町で差異のある税制については、次のように統一を図り、平成14年12月26日第6回合併協議会において確認した。

- 「(1) 個人市民税の納期については、仁賀保町及び金浦町の例による。
- (2) 固定資産税の納期については、仁賀保町及び金浦町の例による。
- (3) 鉱産税については、金浦町及び象潟町の例による。
- (4) 遊休土地に係る特別土地保有税については、仁賀保町及び象潟町の例による。
- (5) 都市計画税については、合併時に廃止する。
- (6) 入湯税の課税免除については、象潟町の例による。」

⑨ 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員の身分の取扱いについては、給与や職名などで差異があったが次のように統一を図り、平成14年9月26日第3回合併協議会において確認した。

- 「(1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (2) 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一する。
- (3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については現給を保障する。」

⑩ 新市建設計画

新市建設計画については、平成14年8月28日第2回合併協議会に策定方針を諮り協議を始めた。その後、協議会の開催ごとに計画の構成や素案を提示し、ほぼ素案が固まり確認される段階を迎えた平成15年8月に象潟町が協議会を当面欠席する旨を他2町に伝達し、同年10月から1年間協議会を離脱したことで、新市建設計画の協議は棚上げ状態となった。

平成16年10月25日に象潟町から、合併理念の明確化や新市建設計画の見直しの再協議を条件に合併協議会への復帰の申入れがあり、同年12月20日第20回合併協議会から新市まちづくり計画の協議が再開した。素案はほとんど出来上がっていたので、象潟町から見直し要望のあった一部の記載事項を修正しながら協議を進め、平成17年1月26日第22回合併協議会で県と協議する新市まちづくり計画案の確認を行った。同年2月1日に県からの新市まちづくり計画協議の回答を受け、同年2月4日第23回合併協議会において新市まちづくり計画の最終確認を行った。

⑪ 特別職の職員の身分の取扱い

特別職の身分については、設置・人数・任期など法令等の定めるところにより、法令等の定めがない場合は、新市において調整を行うことで協議がなされた。特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整することで進め、平成14年10月24日第4回合併協議会において確認した。ただし、一時休止状態があったため、再開時に報酬等は基本的に3町で適用していた額を採用することを平成17年7月15日第25回合併協議会において報告した。

⑫ 条例・規則の取扱い

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備することで協議が行われ、平成 14 年 11 月 22 日第 5 回合併協議会で確認した。

- 「(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの。
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。
- (3) 合併後、新市長が市議会に提案して逐次制定し、施行させることとするもの。」

ただし、休止状態があったため、再開時からは幹事会などに整備状況をその都度報告しながら制定に向けての作業を行い、平成 17 年 8 月頃整備が完了した。

⑬ 機構及び組織の取扱い

現庁舎を活用し、新たな庁舎は建設しない分庁舎方式を採用することを前提に、新市の事務組織及び機構については、次の方針に従い整備することで協議が行われ、平成 15 年 7 月 15 日第 14 回合併協議会で確認した。

- 「(1) 3 町の役場庁舎は、分庁舎として有効活用するとともに、各庁舎に住民サービスが低下しないよう、総合窓口を設ける。
- (2) 事務組織及び機構は、効率的で住民に分かりやすく、利用しやすいものとする。
- (3) 新市に移行後、管内の状況及び社会状況に合わせて、組織のあり方を検討する。」

しかし、合併協議会で確認後、事務所の位置が金浦町役場から象潟町役場に変更になったため、管理部門などの配置等を幹事会等で何度も協議を行い、平成 17 年 5 月 26 日第 24 回合併協議会で組織機構を報告した。

⑭ 使用料・手数料の取扱い

手数料については、3 町で差異のない手数料については、現行のとおりとし、3 町で差異のある手数料については負担の公平の原則から合併時に統一することを平成 14 年 11 月 22 日第 5 回合併協議会で確認した。

使用料については、施設の使用料等は、施設の内容及び建設年度が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとし、行政財産及び普通財産使用料は、合併時に統一することを平成 15 年 5 月 8 日第 10 回合併協議会で確認した。

⑮ 一部事務組合等の取扱い

3町で構成する事務組合によるごみ処理や消防、公共下水道などを共同実施していることから、一部事務組合の取扱いについては、次のように協議が行われた。

- 「(1) 3町が加入している一部事務組合（本荘由利広域市町村圏組合を除く）については、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (2) 3町で構成している一部事務組合（仁賀保地区ごみ処理組合・消防組合・公共下水道組合）については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする。
- (3) 本荘由利広域市町村圏組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (4) 株式会社金浦観光開発公社及び財団法人象潟町開発公社に対する出資による権利は、新市に引き継ぎ、管理及び運営は現行のとおりとする。」

平成14年12月26日第6回合併協議会で確認した。

⑯ 地域審議会の取扱い

新市の人口規模からも考慮して、必要なしとのことを、合併協議会で同意を得た。



合併協議会

5 合併協定書の調印

平成 17 年 2 月 4 日午前 10 時 30 分から、象潟シーサイドホテルにおいて仁賀保町長、金浦町長、象潟町長はじめ、立会人として県知事、合併協議会委員 22 名のほか県議会議員や本荘市由利郡の各首長、3 町議会議員など約 100 名が出席し、「仁賀保町・金浦町・象潟町合併協定調印式」が挙行政された。

式典では、合併協議会幹事長である金浦町助役がこれまでの経過報告を行い、その後、仁賀保町長、金浦町長、象潟町長が合併協議会で確認された 39 項目を記した合併協定書に調印し、続いて県知事が特別立会人として署名を行った。



合併協定調印式

6 法的手続き

① 合併関係市町村議会での関係議案の議決等

合併協定書の調印後、3町において次の廃置分合関係5議案

- ・ 市町の廃置分合議案
- ・ 市町の廃置分合に伴う財産処分
- ・ 市町の廃置分合に伴う議会の議員の在任の特例
- ・ 市町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期の特例
- ・ 市町の廃置分合により設置する市の議会の議員の定数

は、いずれも平成17年2月4日に3町議会で可決された。

② 廃置分合申請

平成17年2月7日、3町長が県知事に対し、地方自治法第7条第1項の規定に基づく廃置分合申請書を提出した。

③ 県議会での議決

廃置分合申請書の提出を受けた県知事は、平成17年秋田県議会2月定例会に廃置分合議案「議案第89号 市町の廃置分合について」を提案、同議案は、平成17年3月9日に可決された。

④ 県知事の決定・総務大臣への届出

廃置分合議案の可決後、県知事は平成17年3月14日付けで市町の廃置分合を決定し、同日付けで総務大臣に届け出た。

⑤ 総務大臣告示

総務大臣は、平成17年4月8日付け総務省告示第419号により告示した。

7 新市移行までの諸準備

県への廃置分合申請を済ませた 3 町では、新市への円滑な移行に向け、下記の手続きを進めた。

① 市長職務執行者の決定

平成 17 年 8 月 26 日に 3 町の首長協議が行われ、新市の市長職務執行者は、巴徳雄（仁賀保町長）とすることで決定し、同日付けで 3 町長の協議書を締結するとともに、平成 17 年 9 月 28 日第 26 回合併協議会で報告した。

② 新市章の決定

新市の市章については、平成 17 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの 1 ヶ月間全国に公募したところ 511 点の応募があり、3 町長を含む 9 人で構成する「市章選考委員会」で 5 点に絞り込み、平成 17 年 7 月 25 日の第 25 回合併協議会に諮って、委員 1 人ひとりからの意見を参考に協議した結果、全会一致で作品が決定した。

③ 電算システムの統一

電算システムの統合については、平成 14 年 12 月 26 日の第 6 回合併協議会で合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整することで確認したが、象潟町の離脱で一時中断となった。

合併協議会再開後の平成 17 年 2 月に業者を選定し、説明会を開催。同年 4 月に 3 町で臨時議会を開催して予算対応をし、基幹系業務システムを行う決定業者と契約を交わした。その後、分庁舎方式のため、庁舎間をネットワークで結びそれぞれの基盤システムデータの統合作業を 6 月まで行い、8 月までシステムテストや操作研修を行った。9 月からは新システムとの並行運用を行い、合併時にスムーズに移行することができた。

④ 例規の整備

例規の整備については、合併協議会での調整結果に基づき整備を進め、新市の発足時に 194 件の条例を市長職務執行者が専決処分した。

⑤ 閉庁式

平成 17 年 9 月 30 日の勤務終了後、各町庁舎で行われた。はじめに、町長等からのあいさつがあったあと、町旗を降納し、木箱に収めるなどのセレモニーを行い、それぞれの町の歴史に幕を引いた。

8 新市誕生後の主な動き

① 合併初日の状況

平成 17 年 10 月 1 日午前 7 時から象潟庁舎において、市長職務代理者から市職員の辞令交付が行われた。その後、開庁式を各庁舎で次のとおり挙行政した。

【象潟庁舎】 平成 17 年 10 月 1 日午前 8 時から

【金浦庁舎】 平成 17 年 10 月 1 日午前 9 時から

【仁賀保庁舎】 平成 17 年 10 月 1 日午前 10 時から

*出席者 ・各旧町 4 役 ・市議会議員 ・行政委員 ・由利地域振興局長
・県議会議員 ・合併協議会委員

*次第 1) 開式 2) 国旗、市旗掲揚 3) にかほ市長職務執行者あいさつ
4) 来賓祝辞 5) セレモニー ・除幕式・テープカット

また、午後 1 時から、象潟庁舎大会議室において、市長職務執行者から行政委員への辞令交付が行われ、その後、教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会をそれぞれの会議室で開催し、委員長などを決定した。

② 合併記念式典

平成 18 年 3 月 30 日午後 2 時から象潟体育館を会場に表彰者や県知事などの来賓、市民約 500 人が出席して挙行政された。また式典には、姉妹都市である米国ショウニー市長チャック・ミルズ氏も出席し、祝いの品として市に記念の盾が贈られた。

*次第 1) 開式 2) 市長あいさつ 3) 市議会議長あいさつ 4) 総務大臣表彰伝達
5) 感謝状贈呈 6) 来賓あいさつ 7) 来賓紹介 8) 受賞者代表あいさつ
9) 閉式

*総務大臣表彰者 ①巴 徳雄（旧仁賀保町長）②佐々木松美（旧金浦町長）
③佐藤吉寛（旧金浦町長）④横山忠長（旧象潟町長）
⑤飯尾善紀（旧仁賀保町議会議長）⑥工藤久市（旧金浦町議会議長）
⑦榊原均（旧象潟町議会議長）

*にかほ市長感謝状 合併協議会委員や事務局職員 29 名

また、第 2 部として舞楽や番楽、神楽などの郷土芸能が披露された。

③ 新市初議会

にかほ市の初議会は、にかほ市長職務執行者により、平成 17 年 10 月 11 日午前 10 時から象潟公民館大ホールにおいて第 1 回にかほ市議会臨時会（議員 47 名）が招集された。

臨時議長には最年長者の佐々木弥四夫議員を選出し、正副議長および各常任委員会（3 委員会）、議会運営委員会、議会広報編集委員会の正副委員長を選出した。その他、農業委員会の議会選出委員の推薦を行った。

主な上程議案（報告）は次のとおり。

- ・ 議会関係条例、規則
- ・ 専決処分報告（17 件）
- ・ にかほ市役所設置条例のほか 193 件の条例制定など
- ・ 平成 17 年度にかほ市暫定予算

④ 市長選挙

にかほ市長選挙は、平成 17 年 11 月 6 日告示され、2 氏が立候補した。

平成 17 年 11 月 13 日に市内 41 箇所の投票所で投票が行われ、即日開票の結果、新市長には 10,539 票を獲得した横山忠長が当選した。次点との差は 1,160 票、有権者数 23,884 人（男 11,286 人・女 12,598 人）、投票率 83.89%であった。

⑤ 新市長による議会の招集

新市長は、平成 17 年 12 月 14 日、第 3 回にかほ市議会定例会を招集し、平成 17 年度予算案等、以下の議案が上程された。

- ・ 平成 17 年度予算案（一般会計ほか 9 件）
- ・ 監査委員の選任について
- ・ にかほ市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例のほか 3 件の条例制定など

⑥ 在任特例後の議会議員選挙

平成 18 年 4 月 16 日、在任特例期間満了に伴う合併後初の市議会議員一般選挙が告示され、定数 24 に対して 37 人が立候補した。

平成 18 年 4 月 23 日に市内 41 箇所の投票所で投票が行われ、即日開票の結果 24 人の議員が決定した。次点との差は 9 票、有権者数 23,693 人（男 11,174 人・女 12,519 人）、投票率 86.03%であった。

⑦ 決算審査の状況

平成 17 年度旧町の決算審査については、平成 18 年第 2 回定例会において決算特別委員会を設置し、旧町ごとの小委員会（旧町決算特別小委員会）にわかれ、旧町に在任している議員が 3 月 13 日から 14 日の 2 日間で審査にあたった。最終日、全会一致で認定された。

平成 17 年度にかほ市の決算審査については、平成 18 年第 7 回定例会において審査され、3 委員長が報告し、全会一致で認定された。

合併協定書

仁賀保町・金浦町・象潟町

- 1 合併の方式は、由利郡仁賀保町、金浦町、象潟町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
- 2 合併の期日は、平成17年10月1日とする。
- 3 新市の名称は、にかほ市とする。
新市の事務所の位置は、由利郡象潟町字浜ノ田1番地（現象潟町役場）とする。
現在の仁賀保町役場を「仁賀保庁舎」、金浦町役場を「金浦庁舎」、象潟町役場を「象潟庁舎」と呼称する。
新市において、文化施設を合併後3年以内に金浦地内に建設し、引き続き総合体育施設を金浦地内に建設するものとする。
- 4 財産及び債務の取扱い
 - (1) 3町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。
なお、公有財産に設定された入会権等についても、新市に引き継ぐものとする。
 - (2) 平沢財産区については、平沢財産区として新市に引き継ぐものとする。
- 5 議会議員の定数及び任期の取扱い
 - (1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の議会議員として在任する。
 - (2) 新市の議会議員の定数は、24人とする。
- 6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
新市に1つの農業委員会を置き、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年9月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 7 地方税の取扱い
3町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 個人市民税の納期については、仁賀保町及び金浦町の例により、平成18年度から統一する。
 - (2) 固定資産税の納期については、仁賀保町及び金浦町の例により、平成18年度から統一する。
 - (3) 鉱産税については、金浦町及び象潟町の例による。
 - (4) 遊休土地に係る特別土地保有税については、仁賀保町及び象潟町の例による。
 - (5) 入湯税の課税免除については、象潟町の例による。

8 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (2) 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一する。
- (3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。

9 特別職の身分の取扱い

- (1) 特別職の職員の設置・人数・任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。
- (2) 特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。

10 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの

11 事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構については、次の方針に従い整備する。

- (1) 3町の役場庁舎は、分庁舎として有効活用するとともに、各庁舎に住民サービスが低下しないよう、総合窓口を設ける。
- (2) 事務組織及び機構は、効率的で住民に分かりやすく、利用しやすいものとする。
- (3) 新市に移行後、管内の状況及び社会状況に合わせて、組織のあり方を検討する。

12 一部事務組合等の取扱い

- (1) 3町が加入している一部事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (2) 3町で構成している一部事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとする。
- (3) 公平委員会事務については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において現行の内容により委託する。
- (4) 株式会社金浦観光開発公社及び財団法人象潟町開発公社に対する出資による権利は、新市に引き継ぎ、管理及び運営は現行のとおりとする。

13 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 施設の使用料等については、施設の内容及び建設年度が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。
ただし、温水プールを除くプール使用料及び駐輪場使用料は無料とし、畜場使用料については仁賀保町の例による。
- (2) 行政財産及び普通財産使用料については、合併時に統一する。
- (3) 3町で差異のない手数料については、現行のとおりとする。
- (4) 3町で差異のある手数料については、負担の公平の原則から合併時に統一する。
ただし、墓地管理手数料については、現行のとおりとする。

14 公共的団体等の取扱い

公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、その統合について調整に努めるものとする。

- (1) 各町共通の団体について
3町共通の団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう、調整に努める。
- (2) 各町独自の団体について
当面現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する。

15 補助金、交付金等の取扱い

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、新市において調整する。

16 町名・字名の取扱い

字の名称及び区域は原則として従前のとおりとし、大字名については合併前において現町で調整する。

17 慣行の取扱い

- (1) 市章については、新市において定める。
- (2) 市の木、花、鳥、魚、キャラクターについては、新市において調整する。
- (3) 市歌、市民憲章及び各種宣言については、新市において調整する。
- (4) 表彰制度については、新市において新たに定める。ただし、名誉町民等は、新市に引き継ぐものとする。

18 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険税の納期については、仁賀保町の例により、平成18年度から実施する。
- (2) 国民健康保険税の基礎課税額については、平成19年度まで不均一課税とし、平成20年度から税率を統一する。また、介護納付金課税額については、平成18年度から税率を統一する。

- (3) 国民健康保険事業財政調整基金については、各町の基金を調整し、新市に引き継ぐ。
- (4) 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。
- (5) 保険給付事業の出産育児一時金は、現行のとおりとし、葬祭費は仁賀保町及び金浦町の例による。

出産資金貸付は、仁賀保町の例により新市において実施する。

- (6) 国民健康保険助成事業等については象潟町の例により、福祉医療費支給事業については金浦町の例による。福祉医療制度助成事業については仁賀保町の例により、新市において実施する。

19 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、合併時に本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務として実施できるよう構成団体と調整を図る。

20 電算システム事業の取扱い

電算システム事業については、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

21 各種事務事業の取扱い

21-1 姉妹都市等の取扱い

姉妹都市等提携及び災害協定については、新市に引き継ぐものとする。

21-2 広報広聴の取扱い

- (1) 新市において、広報紙を毎月1日と15日に発行する。
- (2) 新市において、ホームページを開設する。
- (3) 新市において、市勢要覧を発行する。
- (4) 新市において、行政懇談会を開催する。また、住民の行政に対する意見・要望等の広聴手段は、新市において十分配慮する。

21-3 消防防災関係の取扱い

- (1) 防災行政無線は、新市において調整する。
- (2) 防災会議は合併時に新たに設置し、地域防災計画は新市において策定する。
- (3) 災害対策本部は、合併時に新たに設置する。
- (4) 水防協議会は、合併時に調整し、水防計画は新市において策定する。
- (5) 遭難救助隊は、新市において調整する。
- (6) 災害弔慰金及び見舞金は、合併時までに調整する。

21-4 納税関係の取扱い

- (1) 納期前納付報奨金の前納時期及び交付限度額については、象潟町の例により、平成18年度から統一する。
- (2) 口座振替制度については、合併時までに調整する。

- (3) 納税報奨金及び奨励金については、合併時に廃止する。
- (4) 納税貯蓄組合連合会に対する補助金については、新市において調整する。

21-5 公の施設の取扱い

- (1) 公の施設は、すべて新市に引き継ぎ、管理運営については、現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する。
- (2) 各施設の名称について調整の必要なものは、合併時に調整する。

21-6 保健関係事業の取扱い

- (1) 母子保健事業については、対象者等を新市において速やかに調整する。
- (2) 予防接種事業については、実施方法を新市において速やかに調整する。
- (3) 結核予防事業については、結核検診の対象者を統一する。
- (4) 老人保健事業については、対象者及び実施方法を新市において速やかに調整する。

21-7 生活環境事業の取扱い

- (1) 廃棄物処理計画等については、新市において新計画を策定する。
- (2) ゴミステーション整備費補助金については、象潟町の例による。
- (3) 生ゴミ堆肥化補助事業のコンポストについては、象潟町の例による。電動生ゴミ処理機については、仁賀保町の例による。
- (4) 公害対策事業については、象潟町の例による。
- (5) ゴミ分別、ゴミ収集については、現行のとおりとする。
- (6) 交通安全対策事業については、新市において調整する。ただし、チャイルドシート購入補助については、仁賀保町の例による。
- (7) 防犯対策事業については、新市において調整する。

21-8 各種福祉制度の取扱い

- (1) 国又は県等が定める制度については、その要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。
- (2) 各町独自の制度については、内容等を調整し、新市において実施する。
- (3) 出産祝金については、金浦町の例により、新市において実施する。
- (4) 父子児童手当については、象潟町の例により、新市において実施する。
- (5) 保育料については、金浦町の例により、新市において実施する。
- (6) 生活保護事業及び特別障害者手当等については、新市において福祉事務所を設置し、事業を実施する。
- (7) 障害者基本計画及びバリアフリー基本計画については、新市において新計画を策定する。
- (8) 小規模作業所運営補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (9) 戦没者追悼式については、新市において調整する。
- (10) 敬老式(会)については、年内満75歳以上を対象に当面は旧町ごとに実施する

こととし、内容等を新市において調整する。

- (1) 金婚式については、敬老式と併せて実施することとし、内容等を新市において調整する。
- (2) 長寿祝金については、満100歳は50万円、満95歳は5万円、満90歳は3万円、満85歳は2万円、満80歳は1万円とし、平成18年度から実施する。

21-9 社会福祉協議会の取扱い

社会福祉協議会への事業委託については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら、調整に努める。

21-10 上下水道事業の取扱い

- (1) 上水道及び簡易水道事業特別会計については、合併時に統一する。
- (2) 上水道及び簡易水道の給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 上水道の給水料金は、平成19年度から統一する。
- (4) 簡易水道の給水料金は、当分の間現行のとおりとし、新市において負担の公平の原則から、料金統一に向けて検討する。
- (5) 上水道及び簡易水道の新規加入金については、合併時に廃止する。
- (6) 手数料については、合併時に統一する。
- (7) 公共下水道及び農業集落排水事業については、新市に引き継ぐ。
- (8) 農業集落排水事業特別会計については、合併時に統一する。
- (9) 農業集落排水事業の分担金は合併時に統一し、新設工事費負担金は、平成19年度から統一する。
- (10) 農業集落排水の使用料については、平成19年度から統一する。
- (11) 合併処理浄化槽設置整備事業については、設置者の負担額が軽減されるよう合併時に統一する。

21-11 ガス事業の取扱い

- (1) ガス事業会計については、合併時に統一する。
- (2) ガスの供給区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) ガス料金については、現行のとおりとし、平成19年度から統一する。
- (4) 手数料については、合併時に統一する。
- (5) 本支管工事負担金については、現行のとおりとし、平成19年度から統一する。

21-12 農林水産関係事業の取扱い

- (1) 地域農業マスタープラン、農業振興地域整備計画及び水田農業振興計画については、新市において新たに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を引き継ぎ運用する。
- (2) 生産目標数量等の配分については、新市において調整する。
- (3) その他の農業関係事業については、次のとおり実施するものとする。
 - ① 国・県補助事業の継続事業については、新市においても引き続き実施する。

- ② 町単独事業及び補助金については、従来からの経緯、実情に配慮しつつ新市において調整する。
- (4) 農業関係協議会等については、それぞれの事情を尊重しながら調整に努める。
- (5) 漁業、林業及び土地改良関係事業については、次のとおり実施するものとする。
 - ① 国・県補助事業の継続事業については、新市においても引き続き実施する。
 - ② 町単独事業については、従来からの経緯、実情に配慮しつつ新市において調整する。
 - ③ 漁港施設及び漁港施設の占用料等は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 森林整備計画については、新市において新たに策定する。
なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を引き継ぎ運用する。

21-13 商工観光関係事業の取扱い

- (1) 中小企業に対する融資については、新市において調整する。
- (2) 観光施設の管理運営については、現行のとおりとする。
- (3) 各種の観光イベントについては、主催団体と協議し、合併時まで調整に努める。
- (4) 工場誘致条例及び観光誘致条例については、新市において調整する。

21-14 建設関係事業の取扱い

- (1) 公営住宅の家賃については、現行のとおり引き継ぐものとする。ただし、特定公共賃貸住宅の家賃減免率については、象潟町の例により調整する。
- (2) 道路除雪については、現行のとおりとし、新市において道路除雪計画を策定し、効率的に実施する。
- (3) 道路占用料については、象潟町の例により調整する。
- (4) 町道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、路線区分は、新市において調整する。
- (5) 道路認定基準については、仁賀保町の基準を基に統一する。
- (6) 道路工事にかかる受益者負担については、4級路線のみとし、新設・改築工事の場合は用地費の全額及び工事費の5/10とし、修繕工事の場合は工事費の3/10とする。

21-15 学校教育関係の取扱い

- (1) 奨学金貸付事業については、現行制度をもとに、合併時に統一する。ただし、合併前に決定を受けた者の貸付及び返還については、従前の例によるものとする。
- (2) 修学旅行助成事業については、平成18年度から統一する。
- (3) 国又は県が定める制度に基づき実施している事業については、その要綱に準拠しながら充実に努める。
- (4) 学校給食については、現行のとおりとする。
- (5) スクールバスの運行については、現行のとおりとする。
- (6) 遠距離通学費補助事業については、当面現行のとおりとし、新市において調整

する。

21-16 社会教育関係の取扱い

社会教育については、住民の教育向上及び生活文化の振興のために充実した環境を整備する。

- (1) 社会教育関係及び社会体育関係団体については、それぞれの事情を尊重しながら、統合できるよう調整に努める。
- (2) 成人式、文化祭及び公民館主催事業については、新市において調整する。
- (3) 各種スポーツ教室、講習会及び大会については、新市において調整する。
- (4) 各種講座については、住民の要望を考慮し、新市において調整する。
- (5) 社会教育中期計画については、新市において策定する。
- (6) 図書館事業については、新市において調整する。
- (7) 指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

21-17 町立学校の通学区域の取扱い

町立学校の通学区域については、当面現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する。

21-18 都市計画関係事業の取扱い

- (1) 都市計画マスタープランについては、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (2) 都市計画区域については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

22 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする。

調 印 書

仁賀保町、金浦町及び象潟町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく、仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会において、合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成17年2月4日

仁賀保町長

巴 徳 雄



金浦町長

佐々木 松美



象潟町長

横山 忠長



特別立会人

秋田県知事 寺田典城

立会人

合併協議会委員 佐々木郁子

合併協議会委員 柳原均

合併協議会委員 佐藤忠悦

合併協議会委員 浜之木正明

合併協議会委員 川口誠三

合併協議会委員 須田美佐子

合併協議会委員 飯尾善紀

合併協議会委員 齋藤喜也

合併協議会委員 佐藤文昭

合併協議会委員 須田壽夫

合併協議会委員 塚田龍明

立 会 人

合併協議会委員 佐藤 多佳子

合併協議会委員 今野 富士子

合併協議会委員 工藤 久市

合併協議会委員 片谷 幹夫

合併協議会委員 遠藤 トミ子

合併協議会委員 金 木 晃

合併協議会委員 伏 木 正勝

合併協議会委員 早川 ナミ子

合併協議会委員 小橋 正則

合併協議会委員 佐 木 元

合併協議会委員 井 上 文夫